

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	日本労働組合総連合
項目	公的資格制度の見直し		
意見・要望等の内容	・ 公的資格制度について、個々の資格に必要とされる学歴を合理的なものに改めるとともに、必要に応じて一般教養試験を課すなどし、機会均等の観点から義務教育終了者に広く門戸を開くべきである。		
関係法令	公認会計士法第5条～第12条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験があり、第2次試験の合格者には会計士補となる資格が与えられ、以後3年間のインターンを履修後に、第3次試験の受験資格を取得する。第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。</li> <li>・ 第1試験は学歴、年齢、国籍等を問わず、全ての者に受験資格が与えられており、これに合格すると第2次試験の受験資格が与えられる。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	金融庁関係 161 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【資格制度に係る個別措置事項(1) c】 公認会計士試験、司法試験、不動産鑑定士試験について、一定の学歴を有しない者に課される第1次試験を廃止し、受験者全員が現在の第2次試験から受験できるよう検討する。(検討、平成13年度)		
(説明)	<p>上記 に記載のとおり、第1次試験は、学歴等を問わずすべての者に受験資格が与えられており、広く門戸が開かれている。</p>		
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室		

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	業務独占資格(公認会計士資格制度)について(その1)		
意見・要望等の内容	・各国は、合格率が30～50%という高合格率であるため、合格後の実務経験が必要であるが、日本の公認会計士は、2次試験で10%以下、3次試験を含めると2%から、3%の合格率であるので「各国の制度でも、実務経験が必要とされているのだから、日本でも必要なのだ。」とは言えない。		
関係法令	公認会計士法第10条～第12条	共管	なし
制度の概要	・第3次試験は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者のうち、実務補習を受けた期間が1年以上であり、会計士補となる資格を取得した後における業務補助等の期間が2年以上であって、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間(実務補習期間と重複する期間を除く)が通算して3年以上となる者に限り受けることができる。		
中間公表資料との関係	金融庁関係 162 頁		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	【資格制度に係る個別措置事項(1) b】 公認会計士試験の受験資格要件としての実務経験の在り方及び実務経験の対象となる業務の範囲の拡大を検討する。(結論、平成13年度)		
(説明)	公認会計士審査会等における試験制度の在り方についての議論を踏まえ、規制緩和の観点を含めた幅広い見地から検討を進めているところである。		
担当局課室名	総務企画局 企業開示参事官室		

分野	15 資格制度関係 (1) 業務独占資格等	意見・要望提出者	個人
項目	業務独占資格(公認会計士資格制度)について(その2)		
意見・要望等の内容	・ 資格試験の実施回数を年1回ではなく少なくとも年2～3回にすべきである。		
関係法令	公認会計士法第5条～第12条	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験があり、第2次試験の合格者には会計士補となる資格が与えられ、以後3年間のインターンを履修後に、第3次試験の受験資格を取得する。第3次試験の合格者には公認会計士となる資格が与えられる。</li> <li>・ 各試験は毎年1回実施されている。</li> </ul>		
中間公表資料との関係	記載なし		
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期: )	検討中	措置困難 その他
規制改革推進3か年計画における記載	<b>【資格制度に係る個別措置事項(1) a】</b> 公認会計士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び不動産鑑定士試験について、例えば税理士試験のように科目合格制による合格方式を採用するよう検討するなど、資格取得の容易化について検討する。(検討、平成13年度)		
(説明)	公認会計士審査会等における試験制度の在り方についての議論を踏まえ、規制緩和の観点を含めた幅広い見地から検討を進めているところである。		
担当局課室名	総務企画局企業開示参事官室		